



高齢者向け福祉サービス

▶ 問合せ 役場福祉課

町で実施している高齢者のための福祉サービスについてご紹介します！

高齢者に関する相談窓口“地域包括支援センター”

地域包括支援センターは、高齢者と高齢者のみなさんに関わる人たちを、介護、福祉、健康、医療等、さまざまな面から総合的に支援していくために、町が設置した総合相談窓口です。



● こんなときにご相談ください！

介護・福祉に関することのほか、「どこへ相談したらいいかわからない」といった悩みや、本人やご家族からの相談はもちろん、ご近所からの相談にも応じます。たとえば…

- ・手助けが欲しいけれど、どうやって頼むの？
- ・介護保険の認定を受けるには、どうしたらいい？
- ・ヘルパーさんに来てもらうことはできるの？
- ・高い布団を買ってしまって困っている…
- ・おばあちゃんの物忘れがひどくなってしまって…
- ・家族の介護に不安があるんだけど…
- ・近所のおばあさんの顔や腕にあざが増えている気がする…
- ・ひとり暮らしのおじいさんを「最近見かけない」、「ポストに郵便物や新聞がたまっている…」



● 相談したいときはどうしたらいいの？

窓口に来ていただいても、お電話でも、ご相談いただけます。ご希望により、ご自宅にも伺いますので、お気軽にご相談ください。

さまざまな困りごとを解決できるよう専門の職員が対応し、相談内容に応じて関係機関と連絡を取り合い、高齢者に必要な支援やサービスに繋がります。

● こんなこともしています！

- ・支援が必要な高齢者宅への訪問活動
- ・「生活元気度調査」や「憩いのサロン」等、介護予防や健康維持のための取組み
- ・高齢者の財産と権利を守る「成年後見制度」や「日常生活支援事業」活用のお手伝い

☆ 地域包括支援センター ☆

ところ 役場敷地内 思いやりセンター1階
 窓口時間 8時30分～17時15分（土日祝は除く）
 問合せ 74-3305



住み慣れた住宅をバリアフリーに <住宅改善費助成事業>

ご家庭での日常生活を安全で快適なものにするための住宅リフォーム工事（手すりの取付けや段差の解消等）について、対象工事費の2分の1を助成します（最高助成限度額 30万円）。

※工事前の審査がありますので、役場福祉課までお早めにご相談ください

○対象者（次のいずれかに該当する人）

- ①身体障害者手帳の下肢、体幹、視覚障がい者の1～3級の人
- ②介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人
- ③65歳以上の要援護者



ひとり暮らし高齢者の見守り <高齢者台帳（シルバーカード）登録制度>

ひとり暮らしの高齢者や、離れて住むご家族が安心して生活できるように、高齢者台帳（シルバーカード）に登録します。

ご登録いただくと必要に応じて、民生委員や乳酸菌飲料の配達員による日常の見守りや、緊急通報装置の貸出等が受けられます。

○対象者

65歳以上のひとり暮らしの人で、同一敷地内および該当者の居住地から500m以内に養護義務者（息子、娘等）が住んでいない人

日常生活の支援 <在宅高齢者介護予防事業>

主に要介護（要支援）認定を受けていない、65歳以上の虚弱な高齢者を対象にしたサービスです。以下のサービスが受けられます。

・ホームヘルプサービス

ホームヘルパーの派遣により、調理、洗濯、掃除、買い物等の生活援助を行います。

【派遣回数】1週間に1回、1時間 【費用】150円／1時間

・ショートステイ

介護者が旅行、病気、冠婚葬祭等の事情があり介護ができない場合に、施設等に短期間入所することができます。

【期間】1週間程度 【費用】1,730円／1日（飲食費として）

・デイサービス

家に閉じこもりがちな人に対して、日帰り介護施設への送迎付きで、入浴や日常動作訓練、趣味活動等を行います。

【利用回数】1週間に1回 【費用】600円／1日（給食費含む）



※このほかに、寝具クリーニング、日常生活用具の給付、配食サービス、車いす福祉車両の貸出等も行っていきます。詳しい内容は、役場福祉課までお問合せください